

入院時に窓口で支払う医療費を軽減

現在の認定証の有効期限は7月末

「限度額適用認定証」の手続きを！

国保に加入の
70歳未満の方が対象

入院により支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合は、その後の申請により自己負担限度額との差額が高額療養費として支給されていますが、事前に市役所で手続きをすることで入院時の窓口での支払額を自己負担限度額までとすることができま

更新手続き

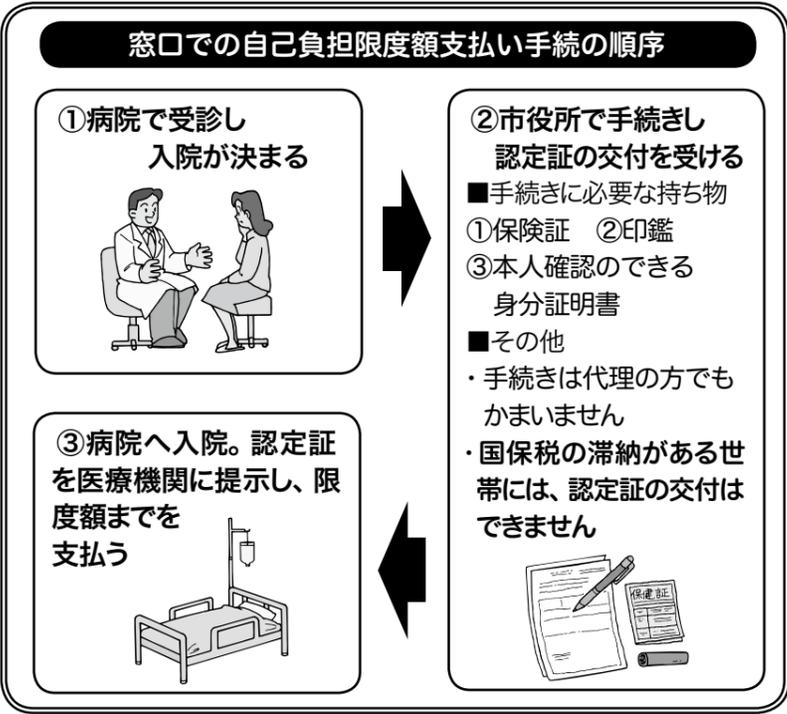
現在「限度額適用認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月末までとなつていきます。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、忘れずに更新の手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

- ①保険証 ②印鑑 ③交付されていた「認定証」 ④本人確認のできる身分証明書

認定証の交付は随時可能
入院前に手続きを

この制度を利用するに



- ②市役所で手続きし
認定証の交付を受ける
- 手続きに必要な持ち物
 - ①保険証 ②印鑑
 - ③本人確認のできる身分証明書
 - その他
 - ・手続きは代理の方でもかまいません
 - ・国税の滞納がある世帯には、認定証の交付はできません

- ①病院で受診し
入院が決まる

- ③病院へ入院。認定証を医療機関に提示し、限度額までを支払う

は、入院前に市役所の国保窓口へ申請していただき、交付される「限度額適用認定証」と「保険証」を医療機関に提示する必要があります。

新たに「限度額適用認定証」が必要となった場合は、あらかじめ手続きを済ませてください。

お問い合わせ・申請
市民環境課 国保年金係
☎3111 内線154

後期高齢者医療（長寿医療）制度 更新分の保険証は8月1日から

新しい保険証を郵送します

今年の8月1日からご使用いただく後期高齢者医療（長寿医療）制度の保険証を、7月22日以降に、住民票に記載された住所に「転送不要」扱いで郵送します。新しい保険証はカード型で、色はオレンジ色から黄色に変わります。また、被保険者番号や氏名などが大きな文字になります。有効期限は平成22年7月31日までです。

新しい保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名などの記載内容に誤りがないかご確認ください。なお、



8月1日からの新しい保険証（黄色）

古い保険証は、間違いを避けるため、必ずご自身で裁断するなどして破棄してください。

自己負担割合について

保険証を更新する際、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの医療費の自己負担割合を、平成20年中の収入などに基つき、左表のとおり判定します。

※8月1日以降で、判定に係る所得額や世帯判定対象者の構成に変更があった場合などには、随時、一部負担金の割合を判定し直します。

医療費の自己負担割合

負担割合が「3割」となる方

- ◇平成21年度の住民税課税所得が145万円以上の被保険者の方と、その方と同一世帯の被保険者の方

負担割合が「1割」となる方

- ◇被保険者全員の平成21年度の市町村民税課税所得が145万円未満の方
- ◇平成21年度の住民税課税所得が145万円以上で下に該当し、「基準収入額の適用申請」をして認定された方
- ・被保険者複数世帯で被保険者の方の収入合計額が520万円未満の方
- ・被保険者1名世帯で、自身の収入額が383万円未満の方
- ・被保険者1名世帯で自身の収入額が383万円以上だが、同一世帯の70歳から74歳の方の収入を含めた収入合計額が520万円未満の方

対象世帯の皆さんのご協力を

平成21年全国消費実態調査を実施します

国民の暮らし向きを、家計の所得、消費、資産の3面から総合的に把握することを目的として、平成21年全国消費実態調査を実施します。

調査の期日 平成21年9月・10月・11月の3か月間
調査世帯確認のため、7月以降、調査員がお宅を訪問しましたら、ご多忙中恐れ入りますがご協力をお願いします。

調査の対象
◇飯山地区：上倉区・奈良沢区の世帯から13世帯
◇外様地区：顔戸区・中曽根区の世帯から13世帯

お問い合わせ
企画財政課企画調整係
☎3111 内線392

「使い捨てライター」の処分は適切に

「使い捨てライター」は燃えないごみの日にガスを抜いて出すことになっていますが、最近、適切に出されていない事例が多く見受けられます。使い捨てライターにガスが残っていると、処理をする際に爆発し作業員がけがをしたり、設備が壊れたりする危険がありますので、きちんとガスを抜いてから出してください。

ガス抜きの方法
ライターの着火レバーを押した状態でセロハンテープで固定し、一時間ほどそのまま放置するとガスが抜けます。（必ず屋外の換気の良い場所で、火の気がないことを確認した上で行ってください。）

お問い合わせ
市民環境課生活環境係
☎3111 内線191



環境課に返還してください。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』を更新します

既に有効期限が平成21年7月31日までの後期高齢者医療制度減額認定証をお持ちの方で、引き続き減額認定証の交付対象となる方（住民税非課税世帯の方）に、7月下旬に、新しい減額認定証を送付します。

新しい減額認定証がお手元に届きましたら、保険証同様、住所や氏名などの内容を確認のうえ、古い減額認定証は間違いを避けるため必ずご自身で裁断するなどして破棄してください。

なお、減額認定証の交付にあたっては、今年度から減額認定申請書を提出していただく必要はありませんが、次の場合は減額認定申請書の提出が必要になりますので、市民環境課で申請手続きをお願いします。

減額認定申請の必要な方
①「適用区分II」に該当する方のうち、過去1年間の入院日数が91日以上となる『長期入院該当』認定を受けようとする方

②減額認定証の交付を受け

たことがない方で、はじめに減額認定証の交付を受けようとする方。

○持ち物 後期高齢者医療保険証・印鑑・申請される方の身分証明となる物（免許証など）、入院日数のわかる領収書（長期入院該当申請の場合）

保険料普通徴収となる方に納入通知書をお送りしました

後期高齢者医療制度の保険料の納め方には、あらかじめ年金から差し引かれる「特別徴収」と、納入通知書によりご自分で金融機関にお支払い、もしくは口座振替でお支払いいただく普通徴収があります。

4月からの「特別徴収」とならなかった方で保険料が決定した方に、「平成21年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」と併せて「後期高齢者医療保険料納入通知書」をお送りしました。現金でお支払いとなる方は、納入通知書に記載されております金融機関で納入をお願いします。

お問い合わせ
市民環境課 国保年金係
☎3111 内線154